

門真みらい小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、および確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が豊かなふれあいの中で互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起これば、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童や傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では教育目標として「自ら考え、ともに高めあう、心豊かな児童の育成をめざす」を掲げ、学習指導の充実や人権教育の推進などを行ってきました。「子どもたちにとって居心地のよい学校」を創るために、またいじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 目的 いじめ防止に係る学校としての様々な活動の中心となり、いじめ防止に取り組む
- (3) 構成員 学校長、教頭、首席、こども支援コーディネーター、児童生徒支援加配教員、養護教諭、生活指導G、SSWサポーター、スクールアドバイザー
※必要に応じて外部専門家（市教委指導主事、学校医、家庭児童相談センター、警察官経験者（スクールサポーター）等）を加える
- (4) 役割 いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行う

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分と異なる者でも自分と同じように大切に感じる感性や意欲・態度を育てるために、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確認することができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスが

あってもいじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では以下のような取組を進めます。

- ・ **いじめは絶対に許さないという学校づくり**

「いじめ」についての校内研修の実施

いじめにつながりそうな小さなことでも全教職員が見逃さず、その都度指導し児童に考えさせる

- ・ **教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育**

日々の教育活動や人権教育から、いじめに気づく目を育てる

様々な教育活動の中で、いじめについて考えさせる

- ・ **一人ひとりが活躍できる集団づくり**

普段から違いを認め合えるような活動を取り入れ、一人ひとりが活躍できるようにする

児童一人ひとりが参加・活躍できる授業づくりを進める

児童が自分たちの問題としていじめを捉えるよう、主体的に話し合える場を作る

- ・ **スマートフォンやSNSなどの情報モラル教育**

スマートフォンやSNSの使い方を考えさせる

インターネットなどで嫌なことをされたり、誹謗中傷されたりする現状から、情報モラル教育の大切さを考えさせる

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を鋭敏に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながらも見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・ 児童と担任や保護者が相談し合える関係づくりを進める
- ・ 学校での様子や友だちとの関わりを見て、児童と会話する
- ・ 学期に1回、アンケート調査などを行う
- ・ 気づいた情報を教職員で共有し、学級・学年での指導につなげる
- ・ 保護者と連携を取り、小さなことでも見逃さないようにする
- ・ 「すこやかダイヤル」「24時間子供SOSダイヤル」「学校教育相談」等、いじめに関する電話相談窓口を周知する

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、「いじめられている児童に非はない」という認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童への指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることとなります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます

- ・いじめ対策の校内組織を設置する

小さな問題やいじめかどうか判断できない事案でも、学年教員やいじめ防止対策委員会に相談し、対応していく

- ・子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を十分に聞く
- ・加害者の指導にあたっては、自分の行為の重大さを認識し、心から相手に謝罪する気持ちに至るようにしていく（学校の組織全体での継続的に粘り強い説諭、規範意識等の育成）
- ・保護者へのはたらきかけや、警察や福祉機関との連携による指導を行う場合もある

* 「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

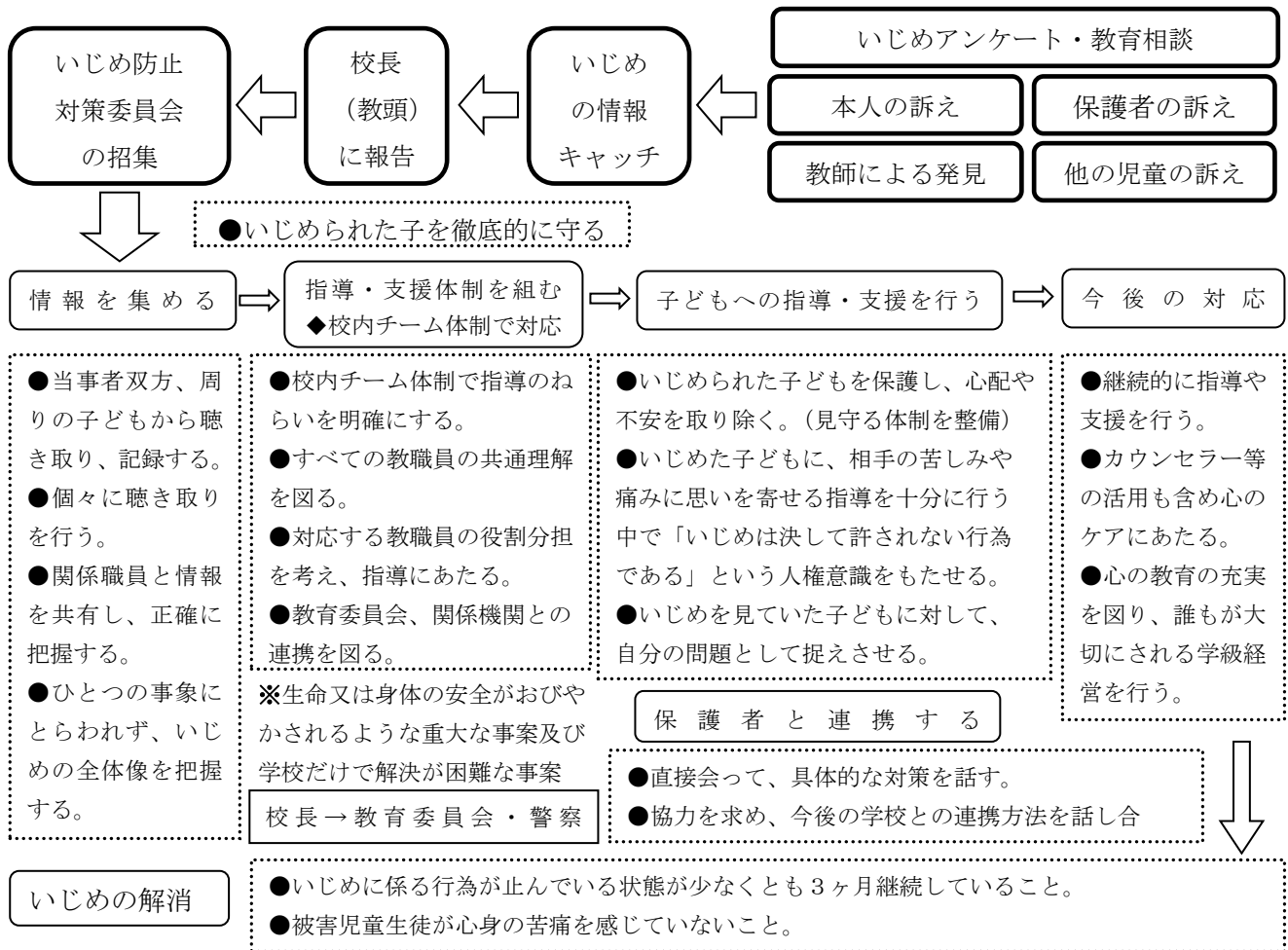
①いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	学年集会	仲間づくり				運動会にむけて			マラソン			学年集会
2年	学年集会	仲間づくり	児童会まつりでの異学年交流の取組			運動会にむけて			マラソン			学年集会
3年	学年集会	仲間づくり				運動会にむけて			マラソン			学年集会
4年	学年集会	仲間づくり				運動会にむけて			マラソン			学年集会
5年	学年集会	仲間づくり 林間学校にむけて				運動会にむけて			マラソン			学年集会
6年	学年集会	仲間づくり		臨海学校にむけて		運動会にむけて	修学旅行にむけて	平和集会	マラソン		卒業式にむけて	卒業式
全体	授業づくり 集団づくり	校内研修	いじめアンケート アセスメントシート	いじめアンケートの分析と結果共有	子どもを語る会		いじめアンケート	いじめアンケートの分析と結果共有 アセスメントシート		いじめアンケート 学校教育自己診断	いじめアンケートの分析と結果共有 アセスメントシート	子どもを語る会
PDCAサイクルについて いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりなどに検討会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じ学校基本方針や計画の見直しなどを行う。												

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)により適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童およびその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。